

14環廃計第195号

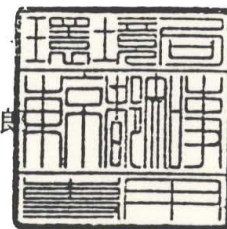
平成14年7月8日

環境大臣

大木 浩 様

東京都知事

石原 慎 太 郎



東京都におけるPCB処理事業の受入条件について

平成14年4月19日、東京都は環境省の要請を受け、安全性の確保に係る受入条件を遵守することを前提に、環境事業団によるPCB無害化処理施設の整備を受け入れることを表明したところです。

ついては、標記の件について、別紙のとおり受入条件を提示しますので、御回答をお願いします。

P C B処理事業の受入条件

1 基本的考え方

- (1) 安全性の高い化学処理を採用すること。
- (2) 機器の誤動作、作業ミスや災害などの様々なリスクをあらかじめ想定し、多面的な予防策・対応策を講じ、リスクを回避し、又は低減化を図る「リスクマネジメント」の考え方を基本においた安全対策を講ずること。
- (3) 施設の運転状況や故障・事故等の情報の迅速な提供を行うとともに、周辺地域からの情報を受ける窓口を設定することなどにより、情報の共有化を図り、双方向のコミュニケーションを確保する「リスクコミュニケーション」を進めること。
- (4) P C Bの安全かつ確実な処理を確保するため、環境事業団は収集運搬も視野に入れた一元管理体制を構築すること。

2 具体的な内容

(1) 責任の明確化

ア 国の責務

国は、処理事業全般を統括するとともに、処理事業の主体である環境事業団を、責任を持って監督・指導すること。

イ 環境事業団の責務

環境事業団は、安全かつ適正に処理するため、関係都縣市と連携して、P C B廃棄物の保管事業者及び収集運搬業者との搬入調整から処理施設の運営管理、搬出先との調整までが実施できるトータル管理システムを構築すること。

(2) 処理における安全性確保

ア 安全な処理方式の採用

処理方式は、化学処理を採用するとともに、分解処理における無害化の確認並びに高温、高圧等による事故及び未分解による汚染の未然防止に万全を期すること。

イ 施設の安全対策

- (ア) 誤動作やミスが事故に直結することがないような措置（フェイルセーフ）の実施
- (イ) 事故の影響を最小限に抑える措置（セーフティネット）の実施
- (ウ) 震災等の不測の事態における安全性確保の徹底

ウ 環境モニタリング等

- (ア) 大気、水質及び土壌並びに作業環境に係る、きめ細やかな環境モニタリングの実施
- (イ) 事故・故障・災害への対応マニュアルの作成などの事前対策及び教育訓練の実施
- (ウ) 金属や紙などの処理残さの無害化確認と適正処分の実施

(3) 安全確保体制の構築

ア 環境安全委員会（仮称）の設置

環境事業団は、PCB無害化処理施設の運営に当たって、住民代表、専門家、地元区、東京都等で構成する「環境安全委員会（仮称）」を設置し、施設の稼働状況、事故・故障・災害への対応マニュアルなどの確実な履行などについて説明を行い、安全性の確保等について理解を得ること。

イ PCB処理情報センター（仮称）の設置

環境事業団は、PCB無害化処理施設の運営に当たって、「PCB処理情報センター（仮称）」を設置し、PCB処理に係る法令等、施設の稼働状況、環境モニタリング結果、事故などの情報の公開を行うとともに、施設公開等を実施すること。

ウ 搬入調整会議（仮称）の設置

環境事業団は、処理施設の適正な運転管理のため、環境事業団及び関係都区市が設置する「搬入調整会議（仮称）」に事業主体として参加するとともに、その事務局となること。

(4) 収集運搬における安全性確保

収集運搬に関するガイドラインの遵守・徹底

環境事業団は、国が策定する「収集運搬に関するガイドライン（仮称）」を遵守しない収集運搬業者からの受け入れはしないことを徹底すること。

3 その他の条件

(1) PCB廃棄物の処理期限

施設稼働後、おおむね10年間で、PCB廃棄物の処理を完了させること。

(2) 東京都内分の処理期限

高濃度PCBの処理に当たっては、東京都内分については、PCB廃棄物の保管事業者等に対する東京都の指導のもと、平成22年度までに全量进行处理すること。

(3) 各種報告の反映

施設の建設・運営に当たっては、東京都PCB廃棄物適正処理検討委員会報告及び環境事業団の技術委員会報告を十分に反映させたものとする。

以上